

令和 6 年度

常総市公共交通活性化協議会

第 1 回会議資料

令和 6 年 6 月 2 5 日

目次

議案第 1 号	令和 5 年度事業報告について	… 1 ページ
議案第 2 号	令和 5 年度歳入歳出決算について	… 2 ページ
議案第 3 号	令和 6 年度事業計画（案）について	… 4 ページ
議案第 4 号	令和 6 年度歳入歳出予算（案）について	… 5 ページ
議案第 5 号	令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・ 地域公共交通計画による認定申請について	… 6 ページ
（参考）	常総市公共交通活性化協議会規約	… 7 ページ

議案第 1 号

令和 5 年度事業報告について

期 日	会 場	区 分	会 議 等 の 内 容
令和 5 年 6 月 22 日	常総市役所	第 1 回 会議	・ 令和 4 年度事業報告について ・ 予約型乗合交通ふれあい号の利用状況について ・ 令和 4 年度歳入歳出決算について ・ 令和 5 年度事業計画（案）について ・ 令和 5 年度歳入歳出予算（案）について ・ 令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・地域公共交通計画による認定申請について
11 月 2 日	常総市役所	第 2 回 会議	・ 常総市コミュニティバス運行計画（案）について ・ 令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業補助金に係る交通計画の変更について
12 月 25 日	常総市役所	運賃協議 分科会	・ 常総市コミュニティバス運行計画（案）のパブリックコメントの結果及びコミュニティバスの運賃について
12 月 25 日	常総市役所	第 3 回 会議	・ 予約型乗合交通ふれあい号の利用状況について ・ つくばみらい市コミュニティバスの乗り入れについて ・ 常総市運賃協議分科会における協議結果について ・ 常総市コミュニティバス運行計画（案）のパブリックコメントの結果及び最終案について ・ 関鉄パープルバス株式会社「石下駅～鬼怒中学校」系統の廃止について（県地域交通政策推進協議会からの付託） ・ 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（案）について
令和 6 年 3 月 19 日～3 月 26 日	書面協議	第 4 回	・ 令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る交通計画の変更について

議案第2号

令和5年度歳入歳出決算報告

歳入の部

(単位：円)

科 目	当初予算額	補正額	今年度予算額	収入済額	増減額	説 明
1 負 担 金	36,154,000	0	36,154,000	27,686,996	△8,467,004	常総市負担金
2 補 助 金	1,000	7,957,000	7,958,000	7,958,000	0	フィーダー 系統補助金
3 運賃収入	3,420,000		3,420,000	4,530,250	1,110,250	
4 雑 入	1,000		1,000	117	△883	預金利子
合 計	39,576,000	7,957,000	47,533,000	40,175,363	△7,357,637	

歳出の部

(単位：円)

科 目	当初予算額	補正額	今年度予算額	支出済額	不用額	説 明
1 会 議 費	78,000	0	78,000	10,500	67,500	
2 事 務 費	90,000	0	90,000	78,766	11,234	
3 事 業 費	39,398,000	7,957,000	47,355,000	40,086,097	7,268,903	車両借上料 23,982,000 予約センタ ー運営費 14,173,252 公共交通ガ イドブック 印刷費 1,419,000
4 予 備 費	1,000		1,000	0	1,000	
合 計	39,576,000	7,957,000	47,533,000	40,175,363	7,357,637	

収入済額 40,175,336 円

支出済額 40,175,336 円

差引残金 0 円

決 算 監 査 意 見 書

監査に付された令和5年度常総市公共交通活性化協議会歳入歳出決算については、関係諸帳簿及び証拠書類と照合審査した結果、計数に誤りなくすべて正当であると認めた。

令和6年 6 月 11 日

監 事 シルバークラブ連絡協議会会長

高橋 智子 

令和6年 6 月 11 日

監 事 常総市商工会事務局長

浅野 栄成 

令和 6 年度事業計画（案）について

【基本方針】

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議及び実施に係る連絡調整等を行う。

1. 常総市地域公共交通計画に基づき、当市の公共交通の活性化に向けた協議及び交通政策の推進を行う。
2. 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態、運賃、及び料金等のほか、道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関する協議を行う。

【事業概要】

1. 地域公共交通確保維持改善事業の認定申請及び事業評価

予約型乗合交通ふれあい号に活用している地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー補助）に関する協議及び国への認定申請を行う。また、申請に基づき実施した事業に対する評価を行う。

2. 各交通モードの特性に応じた役割分担

関東鉄道常総線、路線バス、ふれあい号、コミュニティバスなどそれぞれの機能、役割及び目的を分類し、利用者特性・輸送密度に応じた公共交通モードの役割を明確化する。

3. 広域的な移動手段の検討

市町村間をまたぐ広域的な公共交通体系の確保に向け、鉄道や路線バスを維持・活性化するための乗り継ぎ利便性の向上と利用促進策を検討する。

令和6年度歳入歳出予算（案）について

歳入の部

（単位：円）

科 目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較増減 (A)-(B)	摘 要
1 負 担 金	100,000	36,154,000	△36,054,000	常総市負担金
2 補 助 金	7,958,000	1,000	7,957,000	国補助金
3 運 賃 収 入	0	3,420,000	△3,420,000	
4 雑 入	1,000	1,000	0	預金利子等
合 計	8,059,000	39,576,000	△31,517,000	

歳出の部

（単位：円）

科 目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較増減 (A)-(B)	摘 要
1 会 議 費	10,000	78,000	△68,000	
2 事 務 費	81,000	90,000	△9,000	
3 事 業 費	7,958,000	39,398,000	△31,440,000	市の一般会計に払出
4 予 備 費	10,000	10,000	0	
合 計	8,059,000	39,576,000	△31,517,000	

※最終的な予算と決算の差額は、市に戻入れをします。

議案第5号

令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・ 地域公共交通計画による認定申請について

計画概要

※申請様式は別紙1のとおり

【期間】

- ・令和6年10月1日～令和7年9月30日（運行日数240日）

【目標】※

- ・1日あたり平均利用者数：71人
- ・収支率：11.0%以上
- ・利用者1人あたり市負担額：1,967円以下

【目標達成に向けた事業と実施主体】

- ・常総市公共交通計画の施策④「情報提供の充実」及び施策⑥「モビリティマネジメントの推進」に基づき、市広報紙やHP、パンフレットを活用した利用促進を実施する（市）

※地域公共交通計画に基づいた目標です（下記参照）。

- ・1日あたり平均利用者数：71人（令和2年9月実績）

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
運行日数	21日	18日	22日	21日	18日	20日	22日	19日	20日	19日	18日	23日	241日
利用者数	1,063人	900人	1,389人	1,413人	1,235人	1,415人	1,470人	1,242人	1,173人	929人	933人	1,194人	14,356人
1日平均	50.6人	50.0人	63.1人	67.3人	68.6人	70.8人	66.8人	65.4人	58.7人	48.9人	51.8人	51.9人	59.6人
新規登録者	20人	21人	20人	15人	18人	25人	18人	14人	13人	24人	12人	7人	207人

※新型コロナウイルス感染症の影響下でもっとも利用者が多い月を目標値としています。

- ・収支率：11.0%以上（令和元年度実績）

利用券売上代 4,820 千円 ÷ 運行経費 44,306 千円

- ・利用者1人あたり市負担額：1,967円以下（令和元年度実績）

市負担額 39,486 千円 ÷ 20,075 人

常総市公共交通活性化協議会規約

（目的）

第1条 常総市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 本市の公共交通政策の推進に関すること
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態、運賃、及び料金等に関すること
- (3) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

（協議会の委員）

第4条 協議会の委員は次に掲げる者とし、25人以内で組織する。

- (1) 市民又は公共交通の利用者の代表
- (2) 常総市議会の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 国及び県の関係行政機関の代表者
- (5) 鉄道事業者
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (7) 一般貸切旅客自動車運送事業者の代表者
- (8) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (10) 商工会の会長又はその指名する者

(11) 市長又は市長が指名する市職員

(12) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は委嘱された日が属する会計年度の翌年度3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

3 初年度における委員の任期については、前項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によって選出する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、常総市公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、常総市からの負担金、国からの補助金、繰越金、その他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(守秘義務)

第16条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 20 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 6 月 25 日から施行する